

防災ワンポイント 第79回 「避難の方法」を知ろう

低

危険度

高

避難準備・ 高齢者等避難開始

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難します。

その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始してください。

特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所へ立退き避難することが最も重要です。



避難勧告

予想される災害に対応した指定避難所へ速やかに立退き避難します。

指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。



避難指示 (緊急)

既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所へ緊急に避難します。

指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。



じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

避難勧告等が発令されたら速やかに避難行動をとる必要があります。なお、突発的な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともあります。避難勧告等が発令されなくても、危険を感じたら避難行動をとってください。大切なことは「**自分で判断する**」ことです。

立退き避難を行う場合は、ここへの早めの避難を基本とする

○「指定避難所」(市町村が指定)

- ・災害の危険から身を守るため一定期間滞在する施設
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意してください。

※指定避難所に限らず、ハザードによる人的被害のおそれがない場所(例：親族や親戚、友人宅等)であれば、避難者自らの判断でその場所に避難してください。



大雨等により指定避難所の浸水のおそれがない場所まで移動ができない状況では…

○「近隣の安全な場所」

- ・自らの判断で「近隣の安全な建物」(民間のマンション等)に緊急的に退避してください。
- ・そのため平時から適切な退避場所を確保しておくことが必要です。



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では…

○「屋内安全確保」

- ・自宅内の上層階で山やがけからできるだけ離れた部屋等に移動してください。



詳しくは、総務課 防災係まで。